

第 76 号 議 案

長崎県技能会館条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県技能会館条例を廃止する条例

長崎県技能会館条例（昭和48年長崎県条例第60号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

長崎県立諫早技能会館の諫早市への移譲に伴い、条例を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。